



物流業における

新型インフルエンザ対策ガイドライン

緊急対策マニュアル



2009年8月



社団法人 全日本トラック協会

目 次

はじめに	1
1. 対策マニュアルの位置づけ	2
2. 対策の概要と流れ	4
3. 主体別にみた対策の内容	6
(1) 経営者（総務・人事担当）	6
(2) 衛生管理責任者	7
(3) 現場管理責任者（運行管理者等）	9
(4) 現場作業員（ドライバー）	10
4. 最終対策マニュアルの策定へ向けて	19
参考資料	21
参考資料 1. 新型インフルエンザとは	
参考資料 2. 発生段階（フェーズ）区分と社会機能の状況	
参考資料 3. 新型インフルエンザ関連情報HP一覧及び参考文献	

はじめに

本緊急対策マニュアルは、今秋以降に予想される新型インフルエンザの流行に備え、トラック事業者がいまから準備しておかなければならない、必要最低限の対策事項をまとめています。

本年4月にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザは、5月には我が国でも感染が確認され、拡大していきました。感染が確認された直後はトラック事業にも大きな影響が生じ、マスクを着用しないと荷主先に入れないというケースも見られたことから、マスクが品薄状態になり、その調達に非常に苦労するケースもありました。その後、ウイルスの毒性は季節性インフルエンザ並みにとどまるということが明らかになり、社会一般での警戒感は薄れているようにみえます。

しかしながら、新型インフルエンザはすでに全都道府県で感染が確認されているうえ、当初終息するとみられていた夏場になっても感染者数は増え続けており、弱毒性であるからといって、決して油断することはできません。今秋には再び流行すると言われておりますが、その時には、ヒト～ヒトへの感染力が高まり、春よりも短期間で流行が拡大するおそれがあります。また、現在流行しているインフルエンザの毒性が高まる可能性や、鳥由来の強毒性のインフルエンザが我が国で発生する可能性も否定できません。

トラック事業者としては、自社が感染源、感染ルートになることは絶対に避けなければならず、まずは社員の感染防止、社内（社員間）での感染拡大の防止に努めることが、新型インフルエンザ対策の第一歩となります。

経営者から運行管理者、現場のドライバーに至るまで、それぞれが新型インフルエンザの感染防止に取り組んでいく際の参考としていただけることを期待します。

平成21年8月

社団法人 全日本トラック協会

1. 対策マニュアルの位置づけ

■第二波（弱毒性）と新型（強毒性）の両方を想定

今年4月以降にメキシコで発生した豚インフルエンザ由来の新型インフルエンザ（H1N1型）は、全世界に感染が拡大し、世界保健機構（WHO）は6月に警戒水準を最高度のフェーズ6に引き上げ、世界的な大流行を宣言しました。日本でも5月に関西地域で感染者が発生し、その後他地域でも感染が確認されましたが、弱毒性で大きな健康被害、重症化例は報告されておらず、現在は小康期にあるとみられます。

しかし、気温が低下してウイルスが活発化する秋以降、第二波の発生が予想されるほか、鳥インフルエンザに由来した、強毒性の新型インフルエンザ（H5N1型）が発生する可能性もあります。秋までの間に、現在は小康期にある弱毒性の第二波に備えることはもちろん、強毒性の発生・拡大も想定した準備を行う必要があります。本冊子では、第二波（弱毒性）と新型（強毒性）の両方を想定して、事業者のとるべき対策をまとめています。

■準備段階（国内発生早期まで）にとるべき対策を整理

国の行動計画では、前段階（未発生期）、第一段階（海外発生期）、第二段階（国内発生早期）、第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）、第四段階（小康期）の5つの段階に分けて、各段階においてとるべき対応方針と方策をまとめています。

本冊子では、今回の新型インフルエンザが現在小康期にあるとの認識のもと、①第二波（弱毒性）及び新型（強毒性）の国内発生早期までを「準備段階」、②感染拡大期以降を「対応・実践段階」と位置づけ、まずは①の準備段階において、事業者のとるべき、必要最低限の対応策を整理しています。

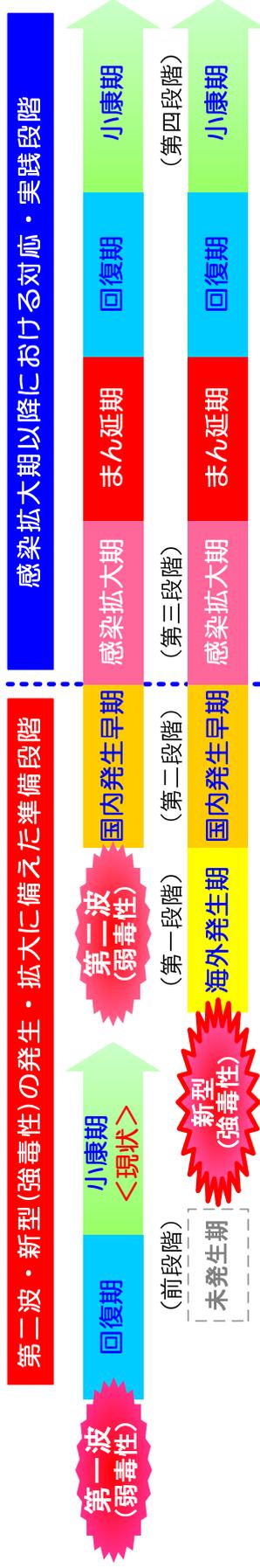
■社員の感染防止及び社内感染拡大防止策を中心に整理

新型インフルエンザが発生した場合に事業者がとるべき対策については、国も以前から検討を重ねており、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日）のなかで、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」としてまとめられています。ただし、実際に個々の事業者がとるべき対策、とれる対策は、業種や規模によっても異なります。

本冊子では、物流業（物流事業者）を対象として、とくに物流業界において圧倒的多数を占める中小規模の事業者に焦点を当て、中小物流事業者が準備段階においてとるべき対策を整理しています。物流事業者がウイルスのキャリア、感染ルートとなることは絶対に避けなければならないため、社員の感染防止及び社内（社員間）での感染拡大防止を主たる目的とする対策を中心にまとめています。

また、対策の一覧とともに、必要な備品・購入品のリストも整理してあります（図表3-1、8頁参照）。各事業者では、各品目の準備状況をチェックのうえ、不足しているものがあれば、早急に調達するようにしてください。

図表 1 対策マニュアルの位置づけ



緊急対策マニュアル

第二波・新型(強毒性)の発生・拡大に備えた準備
 : 発生前から準備しておくべき事項、現段階から着手すべき対策、優先度の高い項目を整理する。
 : 第一波の小康状態(現状)から第二波・新型(強毒性)の国内発生早期までを対象時期とする。

社員の感染防止、社内での感染拡大防止を主な目的とする対策が中心。

以下の4つの主体ごとに、対策を整理

- ① 経営者(総務・人事担当)
- ② 衛生管理責任者
- ③ 現場管理責任者(運行管理者等)
- ④ 現場作業員(ドライバー)

※③④は標準業務フローを作成、そのなかで**リスク要因**(飛沫感染、接触感染)がどこにあるかを明らかにしたうえで、予防策をまとめる。

発行時期
(予定)

平成21年8月

最終対策マニュアル

第二波・新型(強毒性)の拡大期以降における対応策の整理

: 実際に第二波・新型(強毒性)の拡大期に入ってから、必要となる対応策、実践にあたっての留意事項を含めて整理する。
 : 第二波・新型(強毒性)の感染拡大期以降も対象時期とする。

社外への感染拡大防止、企業の事業存続、企業の社会的責任遂行を目的とする対策を含む。

以下の5つの主体ごとに、対策を整理

- ① 経営者(総務・人事担当)
- ② 衛生管理責任者
- ③ 現場管理責任者(運行管理者等)
- ④ 現場作業員(ドライバー)
- ⑤ 行政・業界団体

※③④は標準業務フローを作成、そのなかで**リスク要因**(飛沫感染、接触感染)がどこにあるかを明らかにしたうえで、対応策をまとめる。

※⑤は、サーフェイネットの構築や、金融面を含む各種支援策や、緩和措置についての要望・回答状況をふまえて整理する。

平成21年秋

2. 対策の概要と流れ

■準備段階における対策を2つのステップに分けて整理

今回の対策マニュアルでは、物流事業者がとるべき対策について、準備段階（国内発生早期まで）の対策をステップ1及びステップ2、対応・実践段階（感染拡大期以降）の対策をステップ3としてまとめています。この緊急対策マニュアルでは、準備段階における対策を、その緊急度ないし優先度の観点から、2つのステップに分けて整理しています。

ステップ1では、現段階においてすでに実施されているべき項目、今からでもすぐに実施できる項目、対策を検討・実施するための準備として不可欠な項目を整理しています。これらの項目については、すでに着手されている事業者も多いと思われますが、まだ着手していない項目があれば、至急着手するようにしてください。

ステップ2では、感染拡大期以降においてしかるべき対策（ステップ3）を迅速・効果的に実施できるようにするために、今から準備しておくことが望ましい項目を整理しています。弱毒性の場合は必須というわけではありませんが、とくに強毒性の新型が発生した場合、国内発生早期までに準備しておく必要がある項目です。

取り組みの手順として、まずはステップ1の項目がもれなく実施・徹底できていることを確認して、ステップ2の対策を進めるようにしてください。

■4つの主体に分けて対策を整理

同じ事業者のなかでも、そのレベルや役職、役割に応じて、とるべき対策は異なります。本冊子では、①経営者（総務・人事担当者）、②衛生管理責任者、③現場管理責任者（運行管理者、施設運営管理責任者等）、④現場作業員（ドライバー／倉庫・施設内作業員等）の4つの階層・レベルに分けて、各々の主体がとるべき対策を整理しています。

さきにみたとおり、第二波（弱毒性）や新型（強毒性）は今秋にも発生が予想されており、限られた期間の中で必要最低限実施しておかなければならない対策として、いずれの主体についても、5～8項目程度に絞りこんでまとめています。

なお、次の「3. 主体別にみた対策の内容」（6頁～）のなかで詳細やポイントを解説していますので、各々の役職・役割に応じて参照してください。ただし、経営者と責任者間の連携や、管理責任者から現場作業員への周知徹底も必要となることに留意してください。

■現場の業務・作業の流れに即して対策を整理

③現場管理責任者（運行管理者、施設運営管理責任者等）と④現場作業員（ドライバー／倉庫・施設内作業員）といった現場レベルでは、日々の業務・作業の流れに即して、具体的な対策を講じていく必要があります。

本冊子では、トラック運行での業務について、標準的な業務フローを作成し、この業務フローの中で、どこにどのような感染リスク及び感染拡大リスクがあるのかを明らかにしたうえで、とるべき対策を整理しています（11頁～16頁参照）。

図表 2 対策の概要と流れ



3. 主体別にみた対策の内容

(1) 経営者（総務・人事担当）

経営者レベルでは、社長が先頭にたって、対策を検討するとともに、新型インフルエンザ関連情報を収集、社員向けに発信するための組織・会議を設置する必要があります。あわせて、社員向けの啓発を進める必要がありますが、既存のマニュアルやガイドブックのなかにもわかりやすく安価なものがあり、これらを活用するののひとつの方法です（巻末の参考資料3参照）。また、対策の検討や情報の収集・発信のための体制の整備、社員啓発にあたっては、衛生管理責任者や現場管理責任者も交えて、十分に連携して進めていくことが重要です。

また、感染拡大期以降における自社の事業継続方針、すなわち、どのような条件のもとで事業をどの程度縮小・停止するのかという基本的な方針について、検討しておく必要があります。

上記の対策を行ったうえで、感染拡大期における社会・経済状況を想定した、シミュレーションや訓練を実施することが望まれます。感染拡大期以降、事業を縮小しながら継続するのであれば、作業体制の変更やシフト制を検討するとともに、就業規則や給与規定の見直しも必要になります。

経営者（総務・人事担当）が準備・計画すべき事項

● 検討体制・会議の設置・運営

①体制整備：各部の責任者を中心として検討会議を設置
(衛生管理者の有資格者のいないところは、社内規定により、衛生管理に関する当面の担当者を決める)

②会議での検討事項

- ・役割分担の決定と徹底
- ・社内の衛生管理体制の構築と周知徹底
- ・備蓄すべき物資などの確認と備蓄場所や使用方法等のルール作り
- ・現業部門における感染防止対策と発症時の危機管理策の構築と周知徹底
- ・OBや協力会社などの状況把握と契約方法等の確認
- ・現在の営業内容と重点分野の確認
- ・出張削減等に伴う顧客対応・情報伝達方法などの方針決定
- ・出張自粛等の措置を復旧させる時期についての検討
- ・責任者の発症時における権限委譲の体制
- ・輸送力等の低下時における会社存続への方針

③検討結果に基づくシミュレーションや訓練の実施

など

● 担当者への作業指示

- ・衛生管理者：備蓄計画や衛生管理計画の立案・実行
- ・運行管理者・作業管理者：現業における想定されるリスクの把握と対策の検討
- ・整備管理者等：業務上必要な物資の備蓄計画の立案・実行

など

● 企業統治のための作業

- ・人事：
 - ・人員不足時に協力要請できるOBのリストアップ及び免許等の期限確認
 - ・従業員の欠勤リスク者の把握(児童や高齢者、ハイリスク(8頁参照)の家族有無)
- ・総務：
 - ・就業規則・給与規定などの弾力的運用に向けた体制整備(労組等との調整など)
 - ・緊急連絡網の整備
 - ・社員へのインフルエンザ対策の説明啓発、指導の徹底

など

● 情報収集

- ・行政や業界団体からの情報収集(助成、融資、法令改正、緊急出動要請など)
- ・感染拡大などの社会情勢・地域情勢および取引先の状況などの把握

など

(2) 衛生管理責任者

衛生管理者は、社員に対して感染予防のための啓発を行うとともに、備蓄品リストを作成、感染防止用品や医薬品等を調達する必要があります。社員啓発については、手洗いやうがい、マスク着用等の基本的な事項について、正しい方法を周知することが重要です。上記(1)に記載したとおり、既存のマニュアルやガイドブックのなかにも、正しい方法をわかりやすく紹介しているものがあります。また、物流業の企業(事業所)における主要な備蓄品リストの例は、図表3-1(8頁)に示しています。なお、備蓄品リストの作成、調達には、経営者や現場の責任者との協働が不可欠です。トラック運送事業では、タイヤやエンジンオイル、燃油(インタンク)等も必要となることに留意してください。

国内発生期以降は、トイレ・洗面台の衛生管理を実施するとともに、ゴミの処分・管理方法についても周知していくことになります。社内で発症者が出た場合に備えて、一時隔離スペースも確保しておく必要があります。

インフルエンザワクチンの予防接種については、現在関係行政機関において整理中であり、関連情報を収集するとともに、今後の行政機関の指導を受けて対処する必要があります(社会機能維持者としての役割も含む)。

衛生管理者が準備・計画すべき事項

●衛生管理計画の策定・準備

①感染防止および感染拡大防止のための計画

- ・社内の衛生管理(トイレ・洗面台等職場内の清掃・消毒の実施など)
- ・車両等の衛生管理
- ・業務上の感染リスクの分析

②発症時の対策

- ・一時隔離スペース設置場所の検討
- ・発症者に関わるゴミ類の処理手順の策定(専用のゴミ箱の設置など)
- ・社員の健康状態の把握
- ・発症した社員を解熱後最低2日間は自宅待機するようルール of 徹底
- ・医療機関等の緊急連絡先リストの整備 など

●社員などへの啓発活動

- ・ポスター掲示やガイドブック配布など
- ・マスクの使用法や咳エチケットの正しい方法の説明
- ・通常 of 健康状況 of チェック など

●衛生管理に関する備蓄品の準備(別表 of 「主な備蓄品リスト」参照)

●情報収集

- ・感染状況などの情報収集
- ・行政や保健所などの発表情報の収集
- ・ワクチン接種や治療薬などに関する情報収集 など

図表 3-1 主な備蓄品リスト（事業所）

品 類	品 目
感染防止用品	<ul style="list-style-type: none"> ・体温計（予備含む） ・マスク（外科用マスク・市販の花粉、ウイルス防止マスク） ※原則使い捨てとし、1人1日1枚で60日（2ヶ月）分程度。 ・うがい薬 ・軍手、ゴム手袋（薄いものと厚いもの） ・ゴーグル（目からの飛沫感染防止） ・消毒薬（消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム） ・ビニール袋（使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる） ・衛生管理者用感染防護服一式
医薬品（一般常備薬）等	<ul style="list-style-type: none"> ・解熱剤（15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ） ・胃薬・消毒薬（傷薬）・整腸剤など ・冷却材（冷却枕・氷枕・水枕など） ・スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。
食料品	<ul style="list-style-type: none"> ・主食代替品（シリアル・パン・乾パン・栄養補助食品等） ・レトルト食品・インスタント食品 ・缶詰（肉・魚・果物など） ・ジャム・ゼリー状栄養補助食品（発熱時の栄養摂取にも） ・飲料水（1日当たり1人最低2リットル）
日用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ティッシュペーパー・トイレトペーパー ・生理用品 ・洗剤・液状石鹸
事業・事務用品	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ ・エンジンオイル ・燃油（インタンク保有の場合） ・コピー、プリンター消耗品（コピー用紙・トナー等）
その他 ※ライフラインがストップした場合に備え、地震のときなど通常の災害時にも使えるものを用意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯・乾電池（数種類）・携帯電話充電器 ・ラジオ ・手まわし発電機 ・カセットコンロ（ガスボンベ） ・寝袋・洗面用具

資料）「新型インフルエンザ予防マニュアル」（岡田晴恵監修、現代けんこう出版発行）記載の備蓄品チェックリストをもとに加筆修正

用語）「ハイリスク」者とは

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化のリスクが高いと判断される者

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部『医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）について』（2009年6月29日）より

(3) 現場管理責任者（運行管理者等）

現場の作業員には、手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的な事項を、日々の業務・作業の中で確実に実践させることがポイントです。注意事項を簡潔にわかりやすくまとめ、営業所・施設内の作業員が多く集まる場所にポスターを掲示する、あるいは注意事項を記載したカードを運行指示書や運転日報とともにドライバーに携行させる等、現場の作業員に対して、確実に注意喚起できるような形で実施する必要があります。全日本トラック協会では、新型インフルエンザ感染防止対策のポイントをまとめたポスターを発行しており、これを活用するのもひとつの方法です。こうしたポスターの掲示例や、ドライバーへの注意事項を記載した携行カードの例は、図表3-4～5（17頁～18頁）に示すとおりです。

とくに国内発生期になると、現場レベルで作業員自身の体調管理と、会社への定時連絡を徹底させる必要があります。現場管理責任者は、体調が悪い作業員には正直に報告させて、無理して出社しないようにすることがポイントです。各事業者が、発生早期の段階で、社員による体調管理と報告を徹底させることで、感染拡大を抑えることができます。

対人接触時の感染リスクを小さくするため、前述の社内管理体制に加え、例えばドライバーにマスク・手袋・ゴーグルを着用させて荷物の受け渡しをさせる場合、通常とは異なる外観のドライバーがうかがうことにつき、あらかじめ荷主及び元請事業者に対して十分に説明し、理解を得ておくことが重要です。

現場管理責任者の計画・準備すべき事項

●業務上のリスクの把握

- ・業務の流れからみた感染および感染拡大のリスクのある行動の分析
- ・感染防止のための社員への常時からの啓発（うがい、手洗いなど）
- ・ドライバー等社員向けに励行すべき事項を記した携行カードの整備
- ・欠勤リスクの高い社員の把握
- ・通勤手段の変更などの検討と、それに伴うシフト体制などの検討
- ・感染拡大時の対応変更に向けた相手先との事前打合せ（マスク着用での集配など）
など

●発症時に向けての対策

- ・緊急連絡先などのリスト整備
- ・ドライバー等社員向けに励行すべき事項を記した携行カードの整備
- ・体調の悪い(罹患の恐れのある)社員が無理に出社しないようにルール of 徹底
- ・発症したドライバーを解熱後最低2日間は自宅待機するようルール of 徹底
- ・人員減少時の作業体制・シフト体制の検討
など

●業務に関わる備蓄品の準備（別表の「主な備蓄品リスト」参照）

- ・ドライバーなどの携行品（カード、体温計など）
- ・点呼用のアルコール検知器（飛沫感染などを防ぐため）
- ・タイヤ、エンジンオイルなど（整備関係との協調により計画・実施）
など

●情報収集

- ・集配先での感染状況などの情報収集・伝達
- ・輸送経路上の地域における感染状況などの情報収集・伝達
- ・ワクチン接種や治療薬などに関する情報収集・伝達
など

(4) 現場作業員（ドライバー）

現場作業員がまずやらなければならないのは、手洗いやうがい、咳エチケット（マスク着用）などの基本的な感染予防策について、社内だけではなく個人・家庭レベルで実践することです。これらの予防策を、会社から案内・配布されたガイドブック等を参考にして、正しい方法で実施することが重要です。まずは自らの取り組みにより自身の感染を防ぎ、会社にウイルスを持ち込まないようにしなければなりません。

また、個々の作業員が日常の業務のなかで基本的な予防策を実践していく場合、自分の業務のなかで、どこにどのような感染リスク及び感染拡大リスクがあるかを知っておくことが必要です。次の図表3-2～3（11頁～16頁）では、ドライバーの標準業務フローの例を示してあります。自身の業務フローに即してリスクポイントを把握したうえで、基本的な注意事項を実践していくようにしましょう。

上記（3）に記載したとおり、現場作業員は自身の体調管理と会社（現場管理者）への定時連絡を怠りなく行い、体調不良の際には正直に報告し、出社しないことがポイントです。仮に感染した社員が無理に出社してしまった場合、社内での感染拡大、さらに社外への感染リスクは大きく高まりますので、運行管理責任者からも、即時に退社命令あるいは病院での受診等について指示することが肝要です。

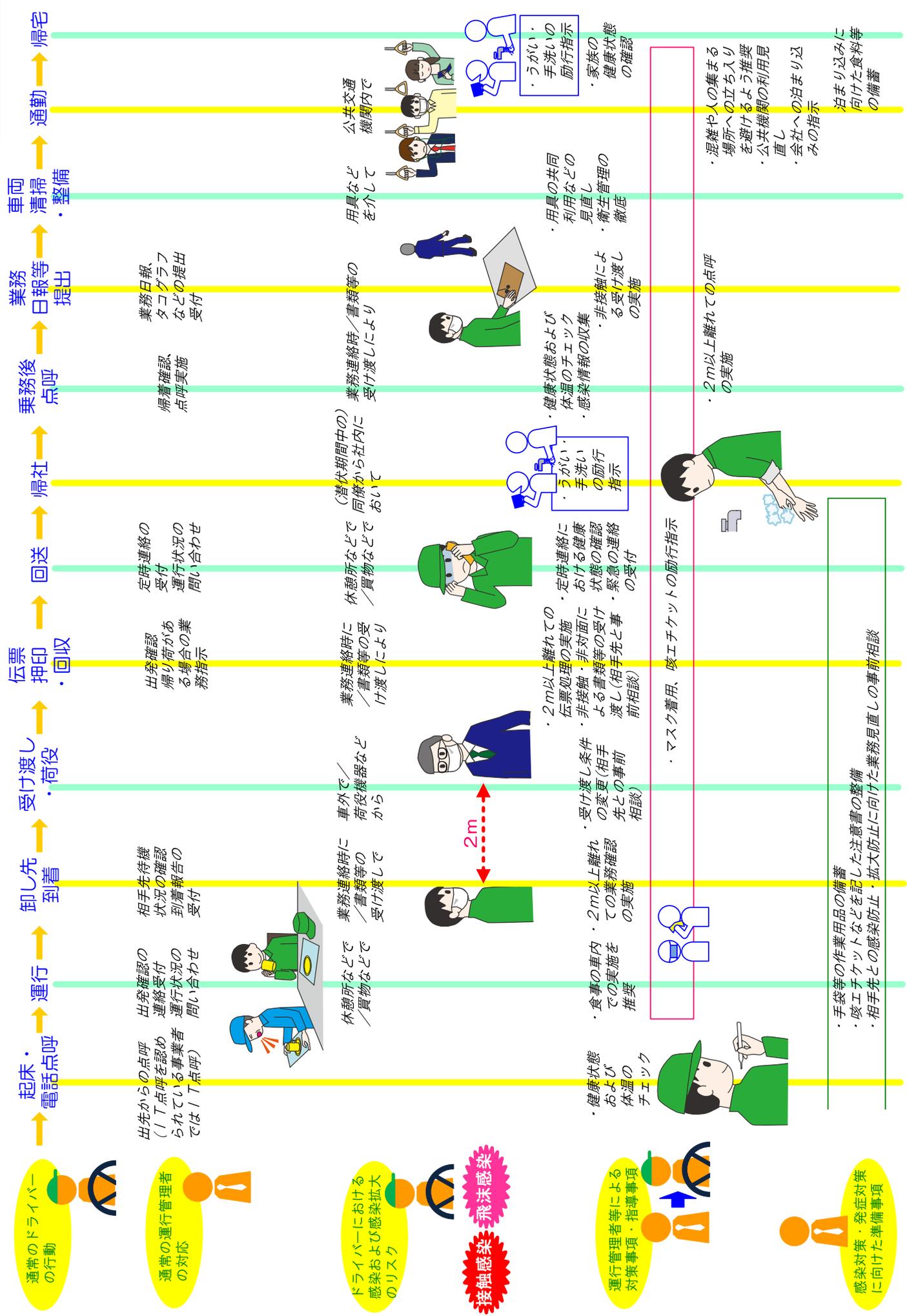
現場作業員の心がける事項、準備すべき事項

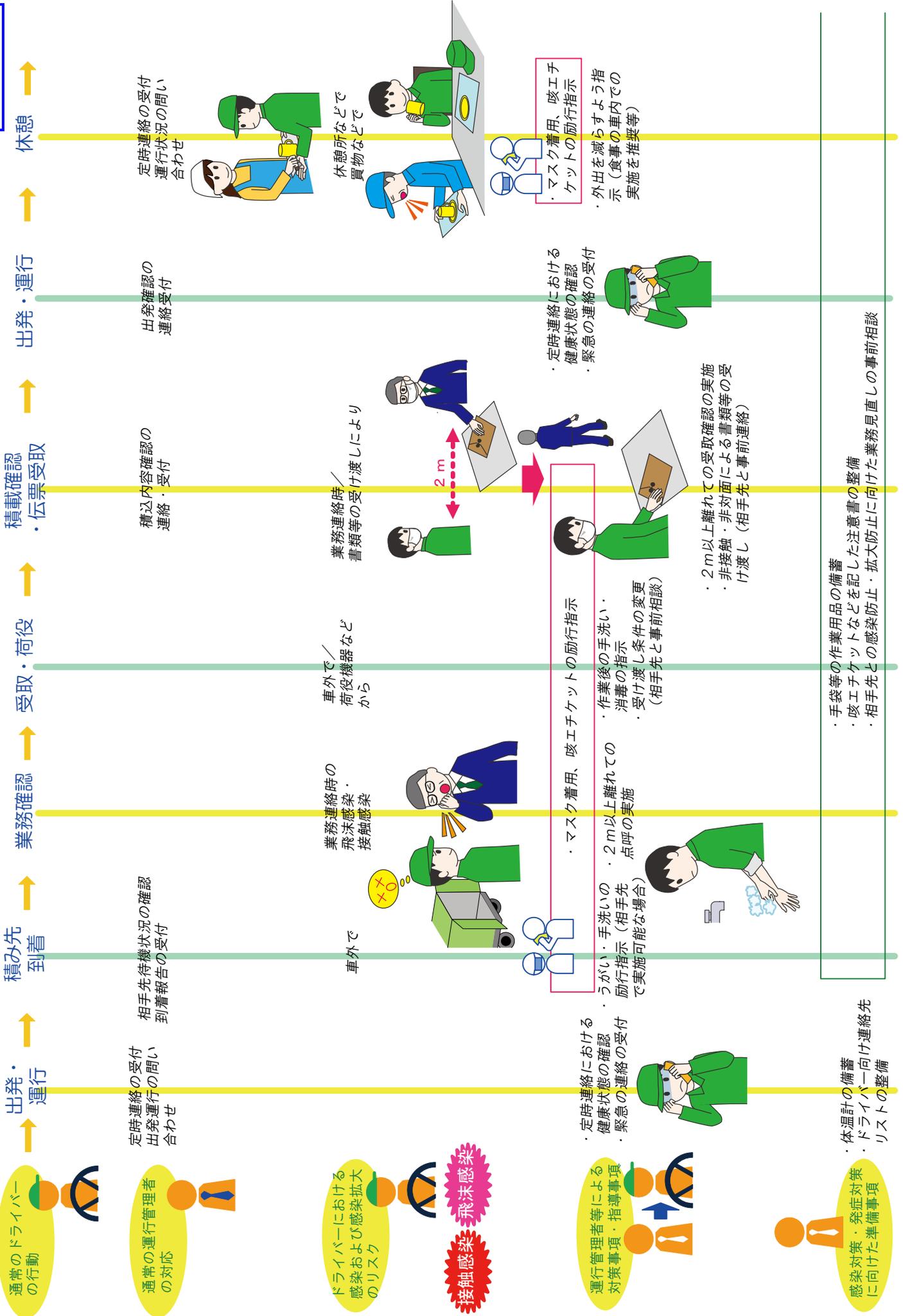
<p>●うがい、手洗いの常時からの励行</p> <ul style="list-style-type: none">・正しい方法でのうがいや手洗いを励行・外出から戻ったら必ずうがいや手洗いを励行・家族も含めてうがいや手洗いを励行	など
<p>●咳エチケットの励行</p> <ul style="list-style-type: none">・正しい方法で行う・対人接触のある場合はマスク着用（相手先との合意等運行管理者の指示に従う）	など
<p>●自身での普段からの健康管理、体温把握</p> <ul style="list-style-type: none">・平熱等、通常時の体温などを把握・家庭での「かかりつけ医」などを確認・過労や寝不足にならないような生活上の心がけ	など
<p>●緊密な連絡関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none">・体調不安などがある場合、速やかに会社へ連絡するよう心がけ・発症時には解熱後最低2日間は自宅待機・家族と緊急連絡がとれるよう家庭内で準備	など
<p>●清潔な職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所内や車内などを清潔にするよう心がけ・清掃用具なども清潔に保つよう心がけ	など

新型インフルエンザの感染チェック

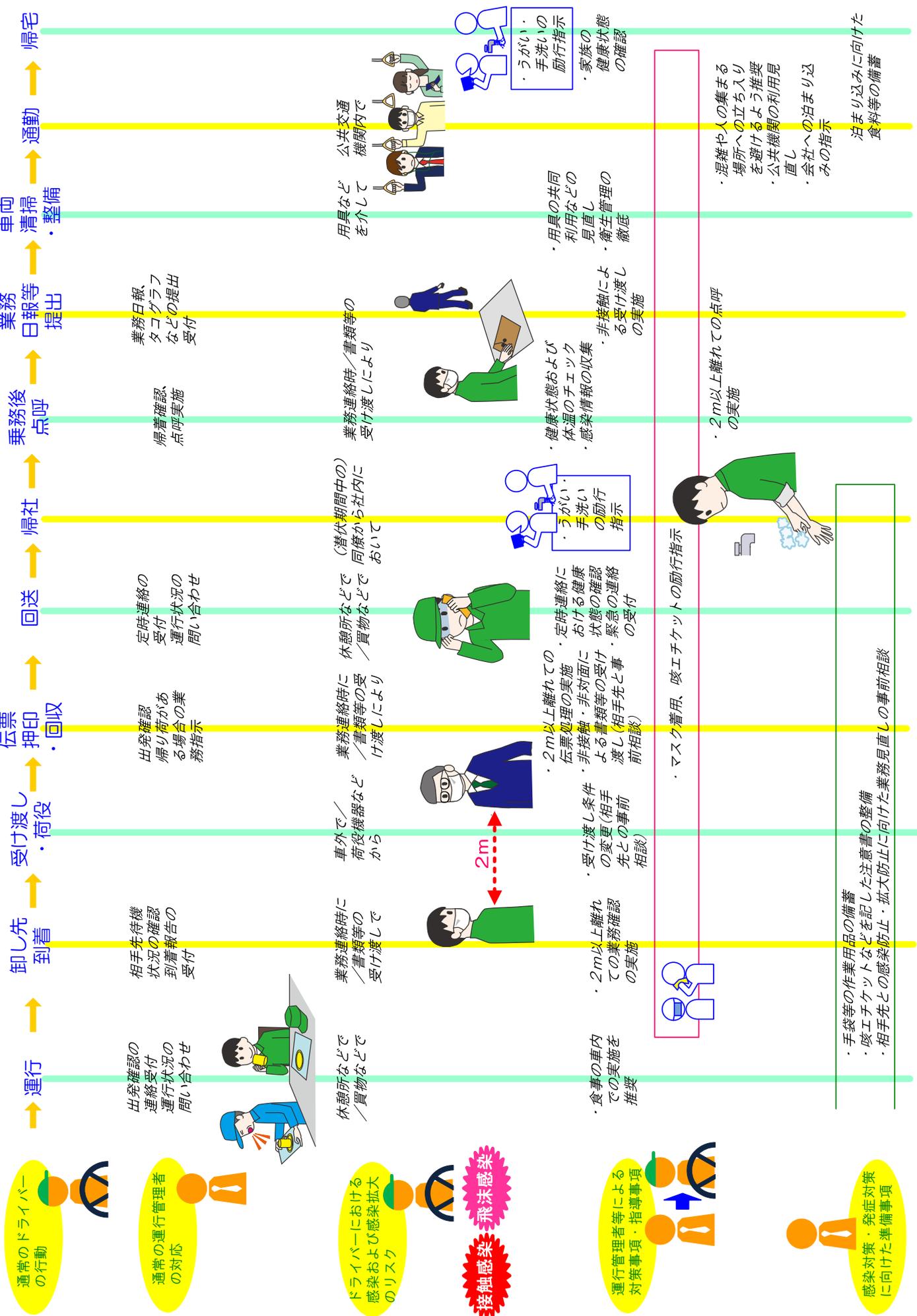
新型インフルエンザ（弱毒性、H1N1型）に感染した場合、まず、「38度以上の熱がある」、これに加えて「咳」「倦怠感（全身のだるさ）」「関節痛・筋肉痛」「嘔吐」「下痢・腹痛」といった症状があれば、新型インフルエンザに感染した可能性があります。

1泊2日運行③





日帰り運行③



図表 3-4 ドライバー携行カードの記載例

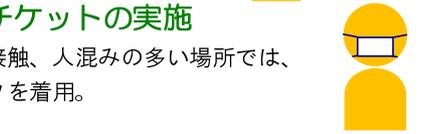
表面記載事項

- ✓ **手洗い・うがいの実施**

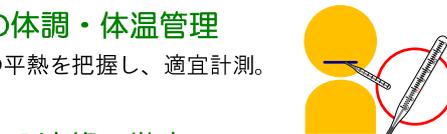
→ 感染防止策の基本。
→ 外出先から戻った後は、必ず実施。


- ✓ **咳エチケットの実施**

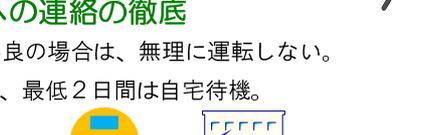
→ 対人接触、人混みの多い場所では、マスクを着用。


- ✓ **自身の体調・体温管理**

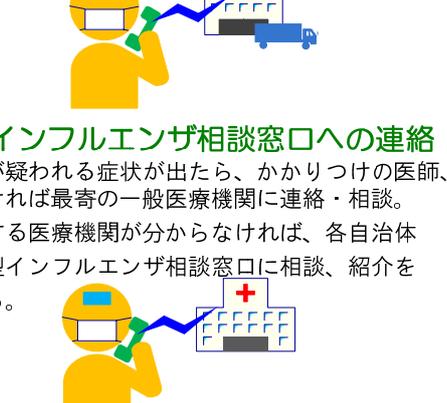
→ 自身の平熱を把握し、適宜計測。


- ✓ **会社への連絡の徹底**

→ 体調不良の場合は、無理に運転しない。
→ 解熱後、最低2日間は自宅待機。


- ✓ **新型インフルエンザ相談窓口への連絡**

→ 感染が疑われる症状が出たら、かかりつけの医師、いなければ最寄の一般医療機関に連絡・相談。
→ 受診する医療機関が分からなければ、各自治体の新型インフルエンザ相談窓口に相談、紹介を受ける。



裏面記載事項

- 1. 勤務先会社の連絡先**

 - 会社名、営業所の名称・所在地・連絡先電話番号
 - 運行管理者氏名と電話番号
 - 運行途上に体調不良等により自身での連絡が不可能になった場合に備え、他者が連絡ができるように。

会社名	〇〇〇〇
営業所名称	〇〇〇〇〇〇
所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号	〇〇-〇〇〇〇
- 2. 新型インフルエンザ相談窓口一覧**

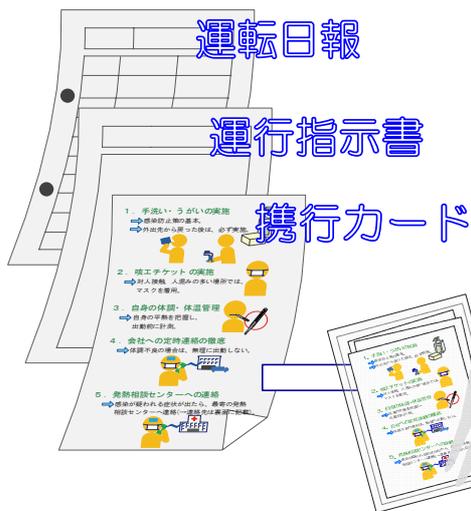
 - 医療機関、自治体の新型インフルエンザ相談窓口の名称、所在地、連絡先電話番号
 - 勤務先営業所最寄の分のほか、長距離運行を行う場合は、あらかじめ運行先地域の医療機関、新型インフルエンザ相談窓口をインターネット等で調べて記入。

名称	所在地	電話番号
〇〇保健所	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇
△△病院	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇
□□医院	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇

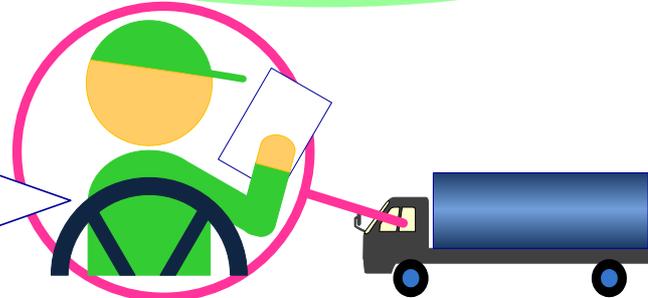
運転日報

運行指示書

携行カード



注意事項を記載した携行カードは、日々の業務のなかで、自然に目にするように、例えば運行指示書、運転日報等と一緒に車内に保管する。



最終ページのドライバー携行カード(例)をコピーしてご活用下さい。

図表 3-5 事業所・施設におけるポスターの掲示例

新型インフルエンザ 感染防止対策のポイント

新型インフルエンザの感染防止のために、各事業所においても、日頃から予防措置を講ずる必要があります。皆が一丸となって、新型インフルエンザの感染防止に努めましょう。

- ## 1. 手洗いとうがい

手洗いは感染防止対策の基本です。石鹸をよく泡立てて、手首、手のひら、手の甲、指の間、爪の間までしっかり洗います。また、手指用のアルコール消毒剤の使用が、ウイルスを死滅させるのに極めて効果的とされており、職場や家庭での使用を強くおすすめします。なお、うがいも適時行います。


- ## 2. 咳エチケット

人混みの中に行く時や、咳やくしゃみができる時は、マスクを着用し口と鼻を覆います。また、咳やくしゃみをする時にマスクが無い場合は、ハンカチやティッシュで口と鼻を覆います。ハンカチやティッシュもない場合は、肘の内側で口と鼻を覆い、衣服を使ってしぶきが飛ばないようにします。咳やくしゃみをした後は、必ず手洗いをします。


- ## 3. 職場の清掃・消毒

感染した方が咳やくしゃみをした手で机やドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着します。通常の清掃に加えて洗剤や消毒剤を用いて、人がよく触れるところをこまめに拭き取り、清掃・消毒を徹底します。

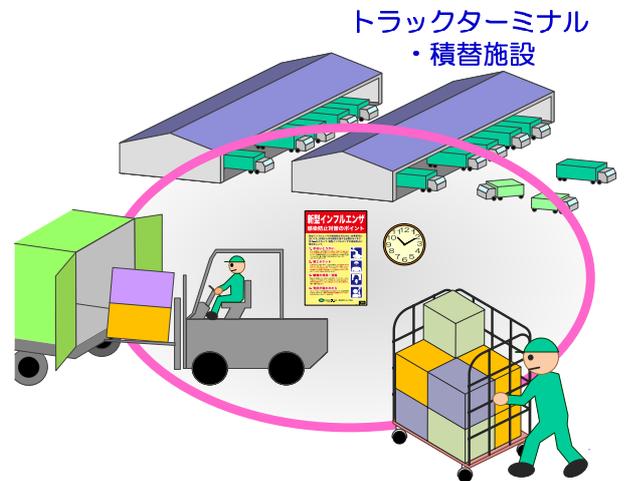
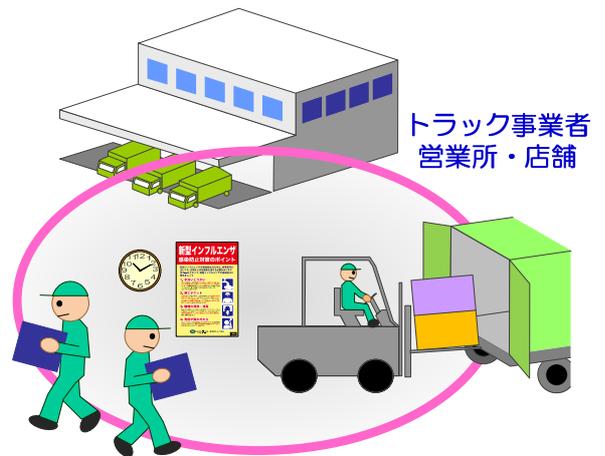

- ## 4. 発症が疑われたら

新型インフルエンザの感染が疑われる症状がでたら、直接医療機関を受診するのではなく、最寄りの保健所の発熱相談センターなどに電話で問い合わせをして指示を仰ぎます。

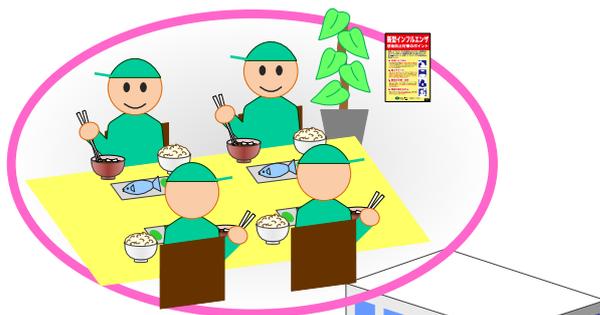


 全日本トラック協会 都道府県トラック協会
<http://www.jta.or.jp>

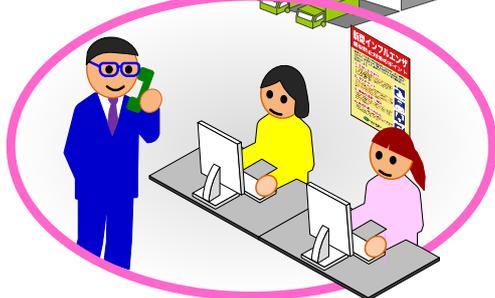
 掲示用
全日本トラック協会 平成21年5月1日現在



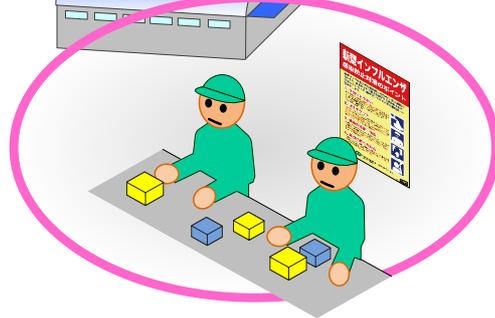
出所) 全日本トラック協会
「広報とらっく」平成21年5月1日号



オフィス・事務所



倉庫・物流センター等



- 基本的な注意事項に絞って（4～5項目程度）、大きな文字で分かりやすく表示する。
- わかりやすいイラスト・記号を挿入する。
- 作業員が集まることが多く、感染リスクの高いスペースの、目につきやすいところに表示する。

4. 最終対策マニュアルの策定へ向けて

■最終対策マニュアルの発行について

今回の緊急対策マニュアルは、取り急ぎ現段階において、事業者が実施しておくべき、必要最低限の対策をまとめたものです。

今後、これらの対策が完了したことを前提に、実際に第二波（弱毒性）や新型（強毒性）が感染拡大期に入ってから実施すべき対策を整理した最終的なマニュアルを、「最終対策マニュアル」としてとりまとめ、完成させていきます。（平成 21 年秋発行予定）

■感染拡大期以降の対策も含めて整理

今回の緊急対策マニュアルでは、第二波（弱毒性）や新型（強毒性）の国内発生早期までを対象時期として、この期間内に準備・実施しておくべき事項を整理しました。

最終対策マニュアルでは、感染拡大期以降も対象時期に含め、強毒性を前提とした国の行動計画の運用指針等も踏まえながら、感染拡大期に入ってから必要となる対応策や、それらの対策を実施するうえでの留意事項も含めて整理します。

■社外への拡大防止、企業の事業存続を目的とした対策も含めて整理

今回の緊急対策マニュアルでは、社員の感染防止、社内での感染拡大防止を主たる目的とする対策を中心に整理しました。

最終対策マニュアルでは、社外への拡大防止のほか、企業の事業存続、企業の社会的責任遂行を目的とする対策も含めて整理します。

■支援策・緩和措置等に係る要望・回答状況を踏まえて整理

今回の緊急対策マニュアルでは、①経営者（総務・人事担当）、②衛生管理責任者、③現場管理責任者（運行管理者等）、④現場作業員（ドライバー、施設内作業員）、の4つの主体に分けて、各主体でとるべき対策を整理しました。ただし、これらの対策を効果的に実施するうえでは、行政・業界団体による支援も必要になると考えられます。

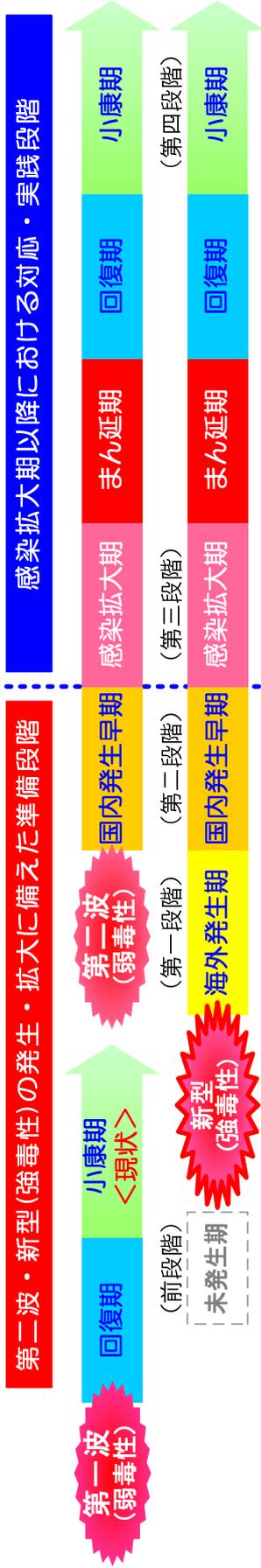
最終対策マニュアルでは、セーフティネットの構築、金融面を含む各種支援策、緩和措置等について、要望状況や国からの回答状況を受けて、対策をまとめていきます。

■おわりに

第二波（弱毒性）や新型（強毒性）は今秋以降の発生が予想されていますが、実際にいつ発生するかはわかりません。現在流行中の弱毒性のインフルエンザが強毒性に変異する可能性もあります。

本冊子でとりあげた対策については、早急に準備・実施するとともに、すでに実施している事業者では、最終対策マニュアルの発行を待たずに、自主的にさらなる対策（事業継続計画の策定等）を進めておくことが望まれます。

再掲図表 1 対策マニユアルの位置づけ



緊急対策マニユアル

第二波・新型(強毒性)の発生・拡大に備えた準備
 : 発生前から準備しておくべき事項、現段階から着手すべき対策、優先度の高い項目を整理する。
 : 第一波の小康状態(現状)から第二波・新型(強毒性)の国内発生早期までを対象時期とする。

社員の感染防止、社内での感染拡大防止を主な目的とする対策が中心。

以下の4つの主体ごとに、対策を整理

- ① 経営者(総務・人事担当)
- ② 衛生管理責任者
- ③ 現場管理責任者(運行管理者等)
- ④ 現場作業員(ドライバー)

※③④は**標準業務フロー**を作成、そのなかで**リスク要因**(飛沫感染、接触感染)がどこにあるかを明らかにしたうえで、予防策をまとめる。

発行時期
(予定)

平成21年8月

最終対策マニユアル

第二波・新型(強毒性)の拡大以降における対応策の整理

: 実際に第二波・新型(強毒性)の拡大期に入ってから、必要となる対応策、実践にあたっての留意事項を含めて整理する。
 : 第二波・新型(強毒性)の感染拡大期以降も対象時期とする。

社外への感染拡大防止、企業の事業存続、企業の社会的責任遂行を目的とする対策を含む。

以下の5つの主体ごとに、対策を整理

- ① 経営者(総務・人事担当)
- ② 衛生管理責任者
- ③ 現場管理責任者(運行管理者等)
- ④ 現場作業員(ドライバー)
- ⑤ 行政・業界団体

※③④は**標準業務フロー**を作成、そのなかで**リスク要因**(飛沫感染、接触感染)がどこにあるかを明らかにしたうえで、対応策をまとめる。

※⑤は、セーフティネットの構築や、金融面を含む各種支援策や、緩和措置についての要望・回答状況をふまえて整理する。

平成21年秋

参 考 資 料

1. 新型インフルエンザとは
2. 発生段階（フェーズ）区分と社会機能の状況
3. 新型インフルエンザ関連情報HP一覧及び参考文献

参考資料 1. 新型インフルエンザとは

＜新型インフルエンザ対策ガイドライン(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)等より抜粋・加筆修正＞

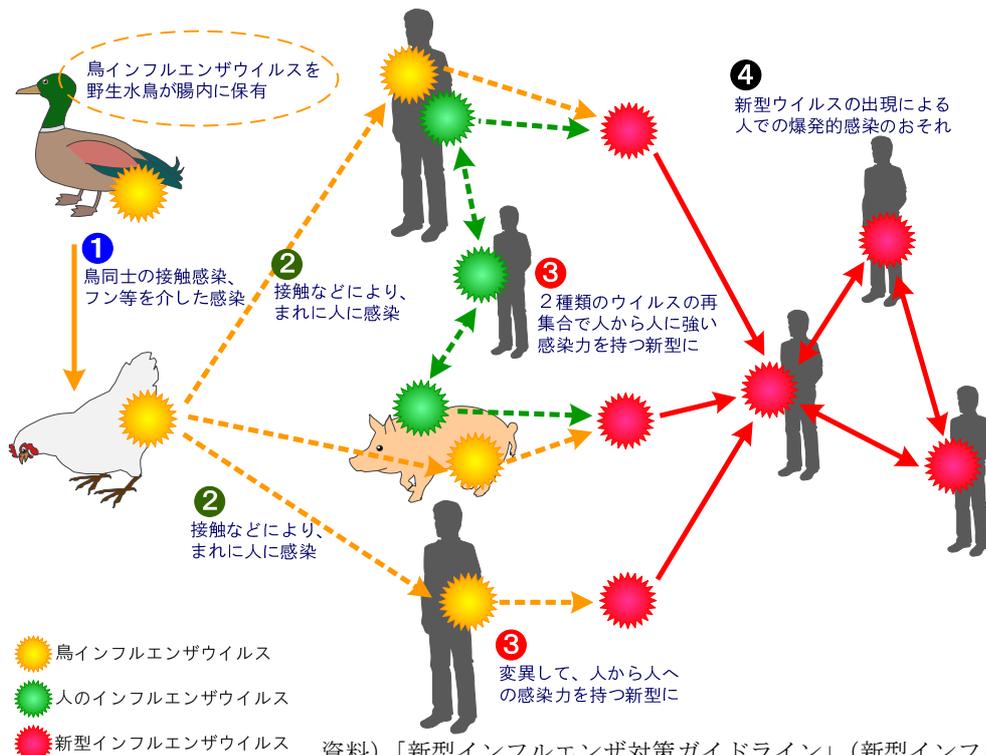
新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるようになり、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。

新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。鳥インフルエンザウイルスにも様々な種類がある。これまで最も新型インフルエンザに変異する可能性の高いウイルスとして、H5N1と呼ばれる型があげられていたが、現在世界的に流行している型は豚由来のH1N1型である。ただし、H5N1型が流行する可能性が低下したわけではない。

主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。

- ①飛沫感染：感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1~2m以内しか到達しない。
- ②接触感染：皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、

参考図表 1-1 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



資料)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日)

ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによってウイルスが媒介される。

現状想定されているH5N1型の症状として、38度以上の発熱、下痢、嘔吐、腹痛、胸痛、鼻出血、歯肉出血などの症状を引き起こし、重症化すると死に至る可能性が高い（東京都福祉保健局）と言われている。通常のインフルエンザが主に呼吸器系に作用するのに対し、全身に症状が現れ、潜伏期間などは確認されていないが、急激に症状が進行する急性感染症の一種との予想が多い。

参考図表 1-2 新型インフルエンザによる人的被害

発症率	25%（「新型インフルエンザ対策行動計画」による）
致死率	0.5%～2.0%
欠勤率	20～40% ・最大40%程度の欠勤率・業種・地域により流行のピークに差がある ・業種・地域により流行のピークに差がある （被害想定作成上の1つの仮定）
欠勤期間	10日間程度（被害想定作成上の1つの仮定）
到達時間	海外で発生してから日本到達まで2～4週間程度 （被害想定作成上の1つの仮定）
流行の波	流行は8週間程度 ・国の介入により変わる可能性あり（流行のピークがなだらかで期間が長引くなど） ・地域により、流行のピークの大きさや時期に差が生じる可能性がある

資料) 新型インフルエンザ対策ガイドライン(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)

基本的な対策として以下があげられている。

- ①薬剤を用いた対策・ワクチン（パンデミックワクチン・プレパンデミックワクチン）
- ②個人や事業者が実施できる具体的な感染防止策

対人距離の保持：2m以上

手洗 い：流水と石鹸で指のつけ根・爪の中・手首まで、石鹸で念入りに15秒間洗う。15秒は、誕生会などで「Happy・バースディ」を歌う時間とほぼ同じ。

うが い：まず一口目は、上を向かないで、強く口内を漱ぐ（口内のウイルス・細菌を喉に送り込まないため）。二口目から、上を向いてうがいをする。三口で十分。

咳エチケット：ティッシュ等で口と鼻を被い、他人から顔をそむける。

職場の清掃・消毒：水と洗剤で人が良く触れるところを拭き取り清掃。

定期的なインフルエンザワクチンの接種：

通常インフルエンザ罹患者による医療機関の混乱防止。

- ③感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品

マスク／手袋／ゴーグル・フェイスマスク

参考資料 2. 発生段階（フェーズ）区分と社会機能の状況

新型インフルエンザへの対策は、その発生・流行の状況によって、とるべき方針・対策の内容も変わってきます。

国の行動計画では、①前段階（未発生期）、②第一段階（海外発生期）、③第二段階（国内発生早期）、④第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）、⑤第四段階の 5 つの段階に分けて、各段階においてとるべき対応方針と対策をまとめています。これは、世界保健機構（WHO）が警報を発する際のパンデミックフェーズ（フェーズ 1～6）を参考にして、我が国の実状に応じた戦略を検討するのに適した段階として策定したものです。

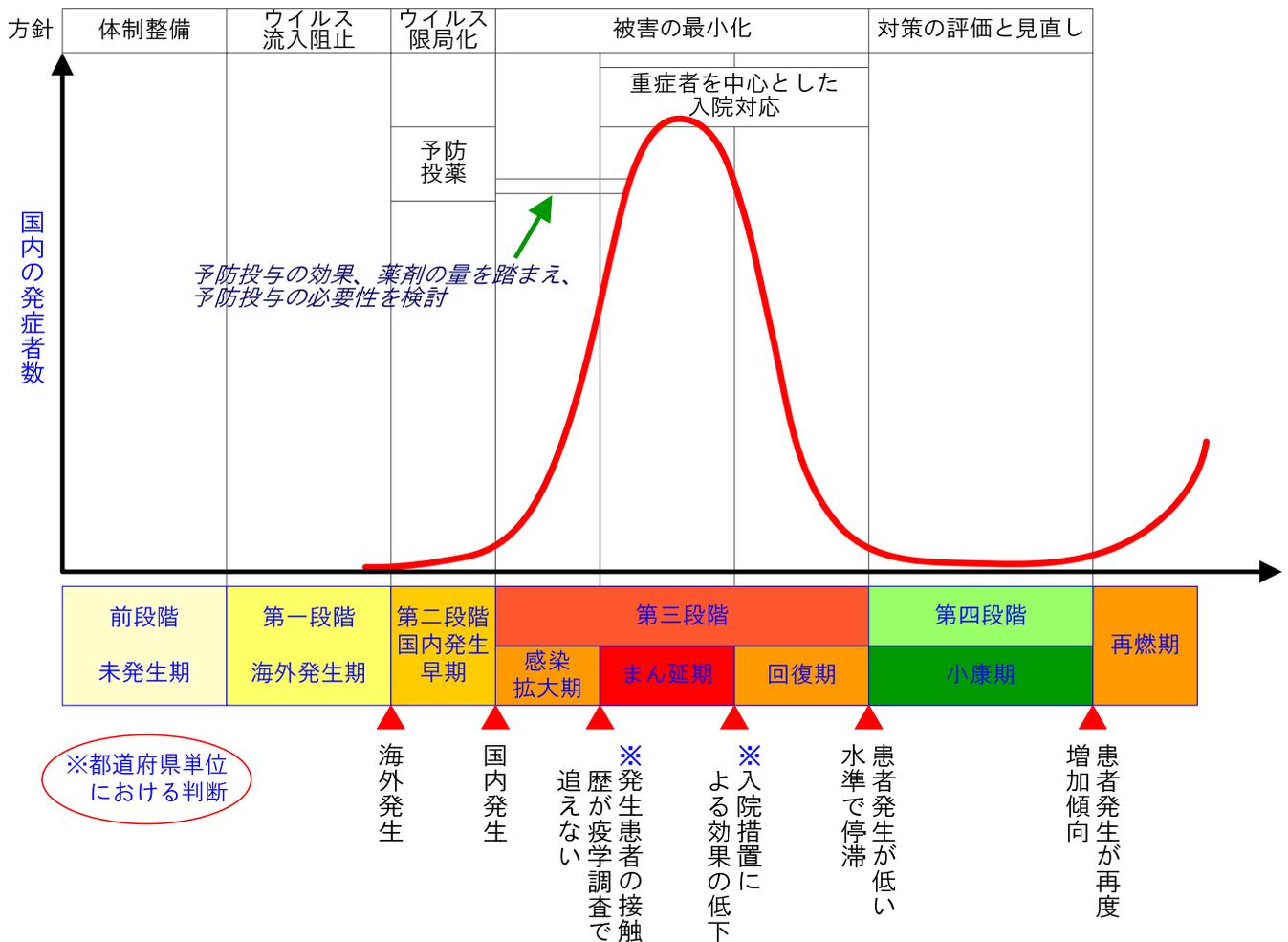
参考図表 2-1 我が国における発生段階の区分

発生段階	状 態	
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

資料)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成 21 年 2 月 17 日)

上記の 5 つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に置いたもので、各段階への移行は基本的に国が判断します。しかし、その発生・流行状況が地域ごとに異なり、各都道府県レベルで独自の対応を行う必要も出てくることも考えられるため、第三段階はさらに①感染拡大期、②まん延期、③回復期の 3 つに分けられ、その移行については、各都道府県が国と協議のうえで、判断することになっています。

参考図表 2-2 新型インフルエンザの発生段階と方針



資料)「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁連絡会議 平成 21 年 2 月改定)

国の行動計画では、新型インフルエンザ対策・目標を定める前提として、各段階における社会機能の状況(想定される社会機能の状況)について、整理しています。国からの要請や、企業活動、行政・公共サービスの自粛・縮小により、社会機能が各段階においてどのように制約を受けるかという点について、事業・サービスの種類ごとにまとめており、物流(貨物運送・倉庫等)も対象とされています。

物流事業者が新型インフルエンザへの対策をとり、発生時において事業の継続を図っていく場合も、こうした社会機能の制約を想定しておかなければなりません。ただし、国の行動計画が想定している社会機能の状況は、あくまで鳥インフルエンザ等の強毒性のタイプを前提としたものであり、現在流行しているような弱毒性のタイプの場合には、そのまま該当するものではないことに留意する必要があります。

参考図表 2-3 想定される社会機能の状況と政府対策・目標（1）

		第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階	
				(感染拡大期)	(まん延期、回復期)
国の要請 (感染拡大防止)	集会・興業等の自粛要請	→情報提供	・百貨店、劇場、映画館等の集客施設への来客が減少。休業する施設が増加 →全国で集会・興業等の自粛要請	・集客施設への来客が激減。すべての施設が休業 →全国で集会・興業等の自粛要請	
	学校休校の要請	→情報提供	・学校での感染拡大のおそれ、休校する学校が増加 →全国で休校の要請	・全国ですべての学校が休校 →全国で休校の要請	
	不要不急の事業活動中止の要請	→情報提供	・発生地域の公共交通機関・職場で感染のおそれ。一部の事業所が休業 →不要不急の事業活動自粛の要請 公共交通機関における感染防止策の要請	・公共交通機関の本数減少。多くの事業所が休業 →不要不急の事業活動自粛の要請 公共交通機関における感染防止策の要請	
医療サービス	・保健所、医療機関等への問合せが増加 (目標) 通常医療体制の維持	・保健所、医療機関等への問合せが増加 ・抗インフルエンザウイルス薬を求めて医療機関を訪れる市民が増加 (目標) 通常医療体制+新型インフルエンザ対応体制の確立	・一部の医療機関では新型インフルエンザへの業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定 ・爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源(医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等)が大きく不足。一時的に業務を中断せざるを得ない医療機関が出現するおそれ (目標) 通常医療体制の維持 新型インフルエンザ対応体制の維持(業務資源を集中)		
介護サービス (入所施設)	(目標) 通常サービスの維持	・感染者が1人でも出れば、施設内は短期間でまん延 →入所者の外出自粛、外部者の訪問自粛 (目標) 通常サービスの維持			
電気・水道・ガス・熱供給	(目標) 通常レベルの供給の維持	(目標) 通常レベルの供給の維持	・感染防止の観点から、窓口業務やカスタマーサービス業務等を中断 ・保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じるおそれ (目標) 通常レベルの供給の維持(保守・運用業務を維持するが、その他業務は縮小・中断)		
行政サービス	・行政窓口への問合せが増加 (目標) 通常サービスの維持	・住民からの問合せが急増 →住民相談窓口の設置 ・国民生活維持に必要な最低限のサービス(行政手続き、ゴミ収集等)を維持。他は縮小。 →最小限の職員による勤務体制への移行 (目標) 必要最低限のサービスの維持	・職員不足又は感染防止の観点から、窓口業務が中断するおそれ →住民相談窓口は継続 ・国民生活維持に必要な最低限のサービス(行政手続き、ゴミ収集等)を維持。他は縮小。 (目標) 必要最低限のサービスの維持		

※ 国の対策として、別途、医療従事者、社会機能維持に関わる者へのプレパンデミックワクチンの段階的な接種を検討。(接種対象、接種時期については検討中。)

資料)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日)における表3-2～表5-4をもとに編集。

参考図表 2-4 想定される社会機能の状況と政府対策・目標（2）

	第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階	
			(感染拡大期)	(まん延期、回復期)
公共交通	(目標) 通常運行の維持	・外出自粛により公共交通機関に対する需要が減少 ・徒歩・自転車・自動車等による通勤が増加 (目標) 通常運行の維持	・従業員不足により、運行本数が減少 ・外出自粛・通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少 (目標) 需要に応じた運行水準の維持	
燃料供給 (ガソリンスタンド)	(目標) 通常レベルの供給の維持	・ガソリン不足を予想し、客が増加 (目標) 通常レベルの供給の維持	・公共交通機関を避け、乗用車の利用が増加するものの、社会活動水準が大きく低下するため、ガソリンに対する需要は減少 ・発生国・地域によっては、燃料輸入が中断 ・従業員不足により、地域的・一時的に供給停止 ・中小企業の資金繰りが悪化 (目標) 需要に応じた供給の維持	
通信	(目標) 通常機能の維持	・外出自粛や在宅勤務体制への移行等により、電話・インターネットの通信需要が増加 (目標) 通常機能の維持	・外出自粛や在宅勤務体制への移行等により、電話・インターネットの通信需要が増加 ・通信需要増に伴う一時的な通信速度の低下 ・窓口業務、カスタマーサービスの中断(従業員不足又は感染予防対策のため) (目標) 通常機能の維持	
金融	(目標) 通常機能の維持	・現金を引き出す市民が増加(ATMの利用が増加) (目標) 決済、資金の円滑な供給(ATM機能の維持を含む)等、最低限必要な業務を継続	・従業員不足又は感染防止の観点から、窓口業務、カスタマーサービスが中断するおそれ ・ATMへの現金流通が滞り、一時的にサービス中断 (目標) 決済、資金の円滑な供給(ATM機能の維持を含む)等、最低限必要な業務を継続	
物流(貨物運送、倉庫等)	(目標) 通常機能の維持	・事業活動休止又は稼働率低下により、物流量が減少 ・中小事業者は休業する可能性 ・宅配、通信販売等に対する需要が増加 (目標) 通常機能の維持	・従業員不足による集配の遅延、サービスの中断 ・物流量が大幅に減少 ・宅配、通信販売等に対する需要が大幅に増加 (目標) 食料品、生活必需品、社会インフラ維持のための物流機能の維持	
食料品・生活必需品の輸入・製造	・食料品・生活必需品を買い求める市民が増加 (目標) 通常の供給の維持	・市民の買い占めにより食料品・生活必需品が不足、価格上昇 (目標) 国民の健康維持のため必要な最小限の品目を確保	・海外での感染拡大に伴い、食料品等の輸入が一時的に中断 ・国内での感染拡大に伴い、食料品等の製造が減少 (目標) 国民の健康維持のため必要な最小限の品目を確保	
流通(小売、卸売)	(目標) 通常機能の維持	・中小事業者は休業する可能性 ・宅配、通信販売等に対する需要が増加 (目標) 通常機能の維持	・従業員不足・休市等により卸売市場機能が低下し、生鮮食料品等の流通も一時的に中断 ・小売店の従業員不足や物流機能の混乱により物資流通が遅延又は中断 ・宅配、通信販売等に対する需要が大幅に増加 (目標) 食料品、生活必需品、社会インフラ維持のための流通機能の維持	

※ 国の対策として、別途、医療従事者、社会機能維持に関わる者へのプレパンデミックワクチンの段階的な接種を検討。(接種対象、接種時期については検討中。)

資料)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日)における表3-2～表5-4をもとに編集。

参考資料 3. 新型インフルエンザ関連情報HP一覧及び参考文献

[国の新型インフルエンザ関連情報]

- ・ 内閣官房 「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>
- ・ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>
- ・ 検疫所 <http://www.forth.go.jp>
- ・ 国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ・ 国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・ 警察庁 <http://www.npa.go.jp/keibi/biki6/080918influenza.pdf>
- ・ 外務省 「海外安全ホームページ」) <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- ・ 文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/11/05112500.htm
- ・ 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/20070327007/20070327007.html>
- ・ 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- ・ 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/15/150325_.html
- ・ 海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html>
- ・ 環境省 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

[その他新型インフルエンザに関する参考情報]

- ・ 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター (「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成 19 年 5 月 18 日改訂)
<http://www.johac.rofuku.go.jp/news/061001.html>

[海外の情報]

- ・ 世界保健機関 (WHO)
トップページ <http://www.who.int/en/>
インフルエンザ関連 <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>
鳥インフルエンザ関連 http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
新型インフルエンザ関連 <http://www.who.int/csr/disease/influenza/pandemic/en/>
- ・ アメリカ政府 <http://www.pandemicflu.gov/>

[事業継続関連情報]

- ・中央防災会議（内閣府）「事業継続ガイドライン第一版—わが国企業の減災と災害対応の向上のために—」（平成 17 年 8 月）

<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/index.html>

- ・経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料）」（平成 17 年 3 月）

<http://www.meti.go.jp/press/20050331004/20050331004.html>

- ・中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」（平成 18 年 2 月）

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業 B C P ステップアップ・ガイド（平成 19 年 12 月）」 <http://www.bcao.org/scbcpstepupguide.htm>

[参考文献]

- ・「新型インフルエンザ上陸 その時どうする？ 生き残りハンドブック」
損保ジャパン・リスクマネジメント 編著 日本経済新聞出版社（2008 年 11 月）

- ・「パンデミックから身を守る 新型インフルエンザ対策」
荒岡敏 著 日刊工業新聞社（2008 年 12 月）

- ・「知識のワクチン 新型インフルエンザ予防マニュアル」
岡田晴恵 監修 現代けんこう出版（2009 年 3 月改訂）

- ・「公共機関・企業のための実践新型インフルエンザ対策
住民をパンデミックから守るには」
橘とも子 櫻山豊夫 前田秀雄 共編著 ぎょうせい（2009 年 4 月）

- ・「新型インフルエンザ完全予防ハンドブック」
岡田晴恵 著 幻冬舎（2009 年 5 月）

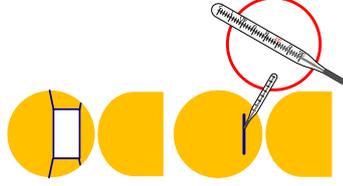
✔ **手洗い・うがいの実施**

- ↑ 感染防止策の基本。
- ↑ 外出先から戻った後は、必ず実施。



✔ **咳エチケットの実施**

- ↑ 対人接触、人混みの多い場所では、マスクを着用。

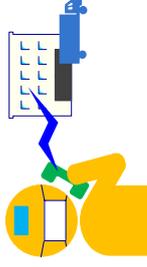


✔ **自身の体調・体温管理**

- ↑ 自身の平熱を把握し、適宜計測。

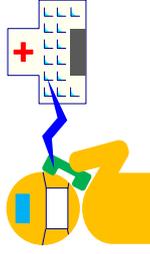
✔ **会社への連絡の徹底**

- ↑ 体調不良の場合は、無理に運転しない。
- ↑ 解熱後、最低2日間は自宅待機。



✔ **新型インフルエンザ相談窓口への連絡**

- ↑ 感染が疑われる症状が出たら、かかりつけの医師、いなければ最寄の一般医療機関に連絡・相談。
- ↑ 受診する医療機関が分からなければ、各自治体の新型インフルエンザ相談窓口にご相談、紹介を受ける。



1. **勤務先会社の連絡先**

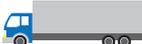
- ↑ 会社名、営業所の名称・所在地・連絡先電話番号
- ↑ 運行管理者氏名と電話番号
- ↑ 運行途上に体調不良等により自身での連絡が不可能になった場合に備え、他者が連絡ができるように。

会社名	
営業所名称	
所在地	
電話番号	

2. **新型インフルエンザ相談窓口一覧**

- ↑ 医療機関、自治体の新型インフルエンザ相談窓口の名称、所在地、連絡先電話番号
- ↑ 勤務先営業所最寄の分のほか、長距離運行を行う場合は、あらかじめ運行先地域の医療機関、新型インフルエンザ相談窓口をインターネット等で調べて記入。

名称	所在地	電話番号

 物流業における
新型インフルエンザ対策ガイドライン
緊急対策マニュアル

本冊子は全日本トラック協会のホームページから
ダウンロードすることができます。



〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー 19階

TEL 03 (5323) 7109 〈代表〉 **URL** <http://www.jta.or.jp>